

情智会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、武蔵工業大学工学部電子情報工学科情智会と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、学術・文化の向上と武蔵工業大学工学部電子情報工学科の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

第3条 (会員)

第1項 本会は、正会員及び特別会員をもって組織する。

第2項 正会員は以下のいずれかに該当し、会費を納入したもとする。

- 武蔵工業大学工学部電子情報工学科卒業生。
- 武蔵工業大学にて論文提出により学位を取得したもので、本人が入会を希望し、役員会の了承を経て所定の手続きをしたもの。

第3項 特別会員は、以下のいずれかのもとする。

- 武蔵工業大学工学部電子情報工学科の専任教職員。
- 武蔵工業大学工学部電子情報工学科を途中退学したもので、本人が入会を希望し、役員会の承認を経て所定の手続きをしたもの。
- 本会の目的に賛同し、正会員によって推薦され、役員会の承認を経て所定の手続きをしたもの。

第4条 (役員)

第1項 本会に下記の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 顧問 若干名
- 総務部長 1名
- 総務担当 若干名
- 監事 2名

第2項 役員会は、全役員で構成する。

第3項 総務会は、総務部長および総務担当で構成する。

第5条 (役員を選出)

第1項 会長、副会長、総務部長、総務担当および監事は総会において正会員より選出する。

第2項 顧問は幹事会の准薦によって会長が委嘱する。

第6条 (役員職務)

第1項 役員は、それぞれ次の各号に掲げる職務を行う。

- 会長：本会を代表し、会務を総理する。
- 副会長：会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 顧問：会長の諮問にこたえ、または幹事会に必要な助言を行う。
- 総務部長：総務会を代表し、会務を総括する。
- 総務担当：総務部長を補佐し、会務を実行する。

第7条 (役員任期)

第1項 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 (幹事および代表幹事)

第1項 本会に下記の幹事および代表幹事をおく。

幹事

- 卒業生数が50名を越えない卒業年次からは原則として各1名。
- 卒業生数が50名を越える年次からは原則として各2名。

代表幹事

- 若干名(ただし、幹事を総務)

第2項 代表幹事会は、総務部長、総務担当および代表幹事で構成する。

第3項 幹事会は、役員および幹事で構成する。

第9条 (幹事および代表幹事選出)

第1項 幹事は、正会員より選出する。

第2項 代表幹事は、総務会の表を経て、総務部長が幹事より指名する。

第10条 (幹事および代表幹事職務)

第1項 幹事は各卒業年次の会員を代表する。

第2項 代表幹事は総務部長および総務担当と他力して、会務を実行する。

第 11 条 （幹事及び代表幹事の任期）

幹事および代表幹事の任期は 3 年とする・ただし、再任を妨げない。

第 12 条 （支部）

本会は、幹事会の議決を経て、必要に応じて支部を置くことができる。

第 13 条 （事務局）

本会の事務局を武蔵工業大学工学部電子情報工学科事務室におく。

第 3 章 会務

第 14 条 （会務）

本会は、下記の会務を行う。

- 総会を毎年開催する。
- 役員会、総務会、代表幹事会および幹事会を必要に応じて開く。
- 講演会を開催し、また見学会を実施する。
- 名声の整理発行を行う。
- その他、第 2 条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第 4 章 学術文化基金

第 15 条 （設置）

学術文化の復興と、武蔵工業大学および本会の発展に寄与するために基金を設ける。

第 16 条 （名称）

本基金を情智会学術文化基金(以下、基金という)と称する。

第 17 条 （運営）

基金の運営については別に定める。

第 5 章 会計

第 18 条 （会費）

経費には、会費および寄付金をあてる。

第 19 条 （会計年度）

会費として、入会時に 2,000 円を徴収する。

第 20 条 （管理）

会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 21 条 （監査）

第 1 項 会計は総務部長が管理する。

第 2 項 総務部長は、総会において会計報告をするものとする。

第 22 条

第 1 項 監事は会計を監査する。

第 2 項 監事は、総会において会計監査報告をするものとする。

第 23 条 （会則の改定）

本会則を改定する場合には、幹事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附則

本会則は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。